

八幡市メーターバイパスユニット設置基準

メーターバイパスユニット（以下「ユニット」という。）とは、バイパス側に流路を切換えることにより、断水を伴わずメーター取替えが行えるよう、流路切換弁、バイパス、仕切弁及びメーター接続機器等から構成される一体の給水用具と定義する。

（目的）

第1条 この基準は、口径 50mm、75mm のメーターを設置している箇所のメーター取替えを行う際に、断水等の支障をきたす問題が生じるため、メーターボックスに替わりユニットを設置することとし、その取扱いを定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 八幡市水道事業区域内において、口径 50mm、75mm のメーターを設置する箇所に対して適用する。

（基本構造）

第3条 ユニットの基本構造は、メーター1次側に流路切換弁、2次側に仕切弁、二つの弁をつなぐバイパス管、メーターますが一体となっている給水用具とする。

（基本条件）

第4条 前条に定める構造のほか、次の各号の条件を備えること。

- (1) ユニットは、水道法施行令第6条及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に適合するものであること。
- (2) 水質を汚染しないものであること。
- (3) メーターの取付け、取外しの際に専用工具を使用しない構造であること。
- (4) 流路切換には専用ハンドルを使用し、水道事業者しか操作できないこと。
- (5) 流路をバイパスに切替えることにより、断水せずにメーター取替えを行えること。
- (6) バイパス管内に停滞水が生じないこと。
- (7) メーターの補足管を使用しない構造とし、メーターの脱着はメーター接続機器の伸縮機能により行うこと。メーター1次側との接続方式は、そのメーター呼び径に応じたヴィクトリックジョイントによる接続とし、メーター2次側との接続方式はフランジ接続であること。

- (8) 流路切換弁は止水機能を有するものであること。
- (9) 流路切換弁操作のハンドルはバイパスに流路を切換えたとき、取り外しできない構造とすること。
- (10) 流路切換の際、ユニット下流の圧力に悪影響がないこと。
- (11) メーター内の水圧又は空気を抜くための空気抜きを、流路切換弁の直近下流に設けること。
- (12) ユニットの逆流を防止する機能を有するものとするか、ユニットの 2 次側に逆止弁を設置すること。
- (13) 各機器の配置、形状等は、メーター取替え、弁操作、点検、補修等に支障がないこと。
- (14) メーターマスは実用上必要な強度を有し、耐久性に優れていること。内部に水が溜まらないように、底部に水抜き用の穴を設けること。蓋は容易に外れない構造とし、交換可能であること。
- (15) メーターマスは水道用メーターマスであることが明確にわかること。
- (16) メーター接続機器は表 1 に示すメーターに対応できること。

表 1 メーターの面間長 (単位：mm)

口径	50	75
面間長 (補足管なし)	245	300

(ユニットの設置)

第 5 条 ユニットの設置は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ユニットの設置については、1 階地表部、車両通行の無い場所に検針・維持管理が容易な状態で設置する。
- (2) ユニットの接続管にズレ・沈下等が生じないように、設置場所付近は十分に地盤を固めたうえで座台を設置する等、適切に施工する。

(表示)

第 6 条 ユニットの表示は、次の各号の項目について容易に確認でき、また、簡単に消えない方法で表示されていること。

- (1) 製造業者名または表示用略号 (商標等)
- (2) 口径
- (3) 流水方向
- (4) 流路切換弁の切換方向
- (5) 仕切弁の開閉方向

(協議)

第 7 条 口径 50mm 以上のメーターを設置する場合は給水装置工事申込(内線)を行う前に市と協議を行うこと。また、指示された書類を給水装置工事申込(内線)の際に添付し提出すること。

(その他)

第 8 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市が別に定める。

附則 この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この基準は、令和 6 年 11 月 25 日から施行する。